

**取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）**

平成 26 年度の税制改正において復興特別法人税が廃止され、併せて地方法人税の創設並びに事業税、地方法人特別税、道府県民税及び市町村民税の税率の改正が行われたことに伴い、純資産価額方式における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」を 42% から 40% に改正するなど所要の改正を行った。

（評基通 186-2、明細書通達＝改正）

**1 従来 of 取扱い**

取引相場のない株式等を評価する場合の純資産価額方式は、次の算式により計算することとしている。

（算式）

$$\text{純資産価額} = \left[ \text{総資産}^{\ast} \text{ 価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等に相当する金額} \right] \div \text{発行済株式数}$$

※ 相続税評価額による総資産価額

この場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、「相続税評価額による純資産価額」から「帳簿価額による純資産価額」を控除した残額に「法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」（以下「法人税率等の合計割合」という。）として「42%」を乗じて計算した金額としていた。

**2 通達改正の概要等**

**(1) 法人税の税率の改正等の内容**

平成 26 年度税制改正により、復興特別法人税（法人税額に対する 10% の付加税）が廃止され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされた。

また、地方法人税が創設されるとともに、事業税、地方法人特別税、道府県民税及び市町村民税の税率が改正され、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされた。

**(2) 通達改正の概要**

上記(1)のとおり、復興特別法人税の廃止により、「法人税率等の合計割合」の根拠となる税率等が変わることから、「法人税率等の合計割合」を「42%」から「40%」に改正することとした。

なお、「法人税率等の合計割合」の算定根拠について、復興特別法人税の廃止により、平成 26 年 4 月 1 日以後については、本項本文の該当部分を「法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」から「法人税、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」に改正することとした。

また、地方法人税の創設により、平成 26 年 10 月 1 日以後については、本項本文の該当部分を「法人税（地方法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民

民税の税率の合計に相当する割合」に改正することとした。

(注) 下記《参考》のとおり、復興特別法人税の廃止を受けた平成26年4月1日以後の「法人税率等の合計割合」と地方法人税の創設等を受けた平成26年10月1日以後の「法人税率等の合計割合」は、同じ割合(40%)となることから、その割合については、改正しないこととした。

《参考》

イ 平成26年4月1日以後の「法人税率等の合計割合」の内訳

		税率	根拠条文	備考
法人税	① 法人税	25.5%	法人税法66①	
	② 復興特別法人税	—%	復興財源確保法40	
事業税	③ 事業税	5.3%	地方税法72の24の7①三 地方法人特別税等暫定措置法2	
	④ 地方法人特別税	4.3%	地方税法72の24の7①三 地方法人特別税等暫定措置法2及び9	
⑤ 道府県民税		1.3%	地方税法51①	法人税割の税率。 法人税額×5%
⑥ 市町村民税		3.1%	地方税法314の4①	法人税割の税率。 法人税額×12.3%
⑦ 合計		39.5% ≒ 40%		

ロ 平成26年10月1日以後の「法人税率等の合計割合」の内訳

		税率	根拠条文	備考
法人税	① 法人税	25.5%	法人税法66①	
	② 復興特別法人税	—%	復興財源確保法40	
	③ 地方法人税	1.1%	地方法人税法10①	法人税額×4.4%
事業税	④ 事業税	6.7%	地方税法72の24の7①三 地方法人特別税等暫定措置法2	
	⑤ 地方法人特別税	2.9%	地方税法72の24の7①三 地方法人特別税等暫定措置法2及び9	
⑥ 道府県民税		0.8%	地方税法51①	法人税割の税率。 法人税額×3.2%
⑦ 市町村民税		2.5%	地方税法314の4①	法人税割の税率。 法人税額×9.7%
⑧ 合計		39.5% ≒ 40%		

(3) 明細書通達の改正

本改正に伴い、次の評価明細書における「評価差額に対する法人税額等相当額」欄について改正した。

- ・ 「第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書」
- ・ 「第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書(続)」

(4) 適用時期

復興特別法人税の廃止に伴う改正については、平成26年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用することとし、地方法人税の創設に伴う改正については、平成26年10月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用することとした。